

平成 20 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(厚生労働省関係)

平成 19 年 7 月 12 日

全 国 知 事 会

目 次

《政策要望》

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について | 1 |
| 1 | 社会福祉施策の推進等 | 1 |
| 2 | 保健医療体制の整備等 | 4 |
| 2 | 次世代育成支援対策の推進について | 7 |
| 3 | 人権の擁護に関する施策の推進について | 9 |
| 4 | 雇用対策の推進について | 10 |

1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について

社会福祉及び保健医療対策等の分野においては、近年、深刻な医師等の不足や、医療制度改革に伴う療養病床の再編、障害者自立支援制度の見直し等の困難な課題に直面し、適切な対応が求められている。

しかしながら、これらの課題に対する最近の国の対応は、地方の実情や現場の声を踏まえたものとなっておらず、国は、制度設計を行う立場にありながら、現実に生じる深刻な課題への対応は地方に転嫁するなど、全国知事会として、その対応に強い憂慮を表明せざるを得ない。

国においては、制度の設計や事業の運用を行う責任ある立場を強く自覚し、地方の意見に十分に耳を傾けつつ、住民の生活に直接大きな影響を与える制度の設計や運用について、真に住民への責任を果たしうるよう、次の事項について、十分に対処することを求めるものである。

1 社会福祉施策の推進等

あらゆる人々が地域で自立生活を営むことができるよう、福祉コミュニティづくりと公共交通機関や都市施設等のバリアフリー化を一層推進し、ユニバーサルデザインの普及を図るために、地方公共団体の取組みに対する支援策を講じること。

高齢化の急速な進展は、社会経済や社会保障への重大な影響が懸念されることから、高齢者の介護予防及び自立した生活支援のための施策の拡充など高齢者施策の充実を図ること。

なお、新たな介護保険制度を円滑に運営するために必要な措置を行うとともに、介護サービスの基盤整備及び質の向上の一層の推進を図ること。

介護サービス等の提供に当たる事業者の不正に対しては厳正に対処するとともに、反社会的な脱法行為を許さぬよう法制度上の整備を行うこと。

障害者施策については、障害者自立支援法に基づく制度が障害者の自立と社会参加を支援するものとなるよう円滑な実施を図るとともに、障害福祉サービスの十分かつ適切な提供体制の確立を図ること。また、障害者自立支援制度の見直しについては、国会での附帯決議や障害者、地方の意見を十分に踏まえ対応すること。

生活保護制度の改革を行うに当たっては、地方公共団体の意見を十分反映させること。

【具体的な要望事項】

- (1) 住民参加による地域福祉活動の充実を図るため、福祉教育の充実、ボランティア活動の振興等地域福祉活動の基盤整備を更に促進すること。
- (2) バリアフリー化の推進を図るため、公共的な施設の整備・改善を促進する制度の円滑な運用を図るとともに、鉄道駅のバリアフリー化目標の早期達成等のための支援策を拡充すること。また、新バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の実効性の確保とユニバーサルデザインの普及を図るための地方公共団体の取組みに対する支援策を講じること。
- (3) 高齢者が地域で安心して自立した生活が継続できるよう、介護予防施策、認知症対策等の充実を図ること。
- (4) 高齢化が進行している原子爆弾被爆者に対する健康診断事業の検査項目を追加するなど、保健・医療及び福祉関連サービスを充実させること。また、高齢化しているハンセン病療養所入所者にとって切実な問題となっている医師欠員の解消など、療養所の医療・看護体制の充実を図るとともに、同じく高齢化している社会復帰者の医療相談に応じられる体制づくりに努めること。
- (5) 予防給付や地域支援事業を円滑に実施するため、介護予防サービスに係る人材の育成やサービス提供体制の整備、地域包括支援センター等の関係者に対する研修の実施、介護予防サービス計画の作成報酬の引き上げなど、十分な支援策を講じること。また、必要なサービスの質及び量の確保とともに、低所得者への配慮を十分行うこと。
なお、これらの実施に当たっては、地方公共団体の事務負担、財政負担が過重にならないように十分配慮すること。
また、過疎地域や離島等の介護報酬については、地域特性や各種サービスの利用の状況を踏まえて、適切に対応すること。
- (6) 介護支援専門員の実務能力の向上のため、介護支援専門員研修を円滑に実施するための支援体制の一層の充実を図ること。
- (7) 介護保険法の事業者指定に係る事後規制について、更に法整備を図ること。
- (8) 療養病床の再編成に当たっては、関係機関、団体等の理解を得た上で、その意見を十分に踏まえ、報酬制度の見直しや医療・介護サービスの提供に必要な人材の確保等適切な措置を講じること。なお、その際、地方公共団体の事務負担、財政負担が過大とならないように十分配慮すること。
- (9) ノーマライゼーションの理念のもと、地域の実情に即した取組みが進むよう、障害者のサービス基盤整備、事業者の経営安定化に向けた報酬制度の見直し等によるサービスの充実や相談支援体制の整備を図るとともに、障害者の地域における自立と社会参加に向けた就労支援を強化すること。また、障害者自立支援法の施行を踏まえ、地域の取組状況に応じた新たな

重点施策実施5カ年計画を策定すること。なお、その際、地方公共団体の事務負担、財政負担が過大とならないように十分配慮すること。

- (10) 障害程度区分認定システムについては、3障害それぞれの障害の特性を十分に踏まえた適切なシステムの確立に向け、これまでの認定状況、特に二次判定で区分認定が変更されたケースや審査請求に至ったケースなどの状況を十分検証した上で、必要な見直しを行うこと。また、見直しに当たっては、地方公共団体等関係団体の意見を十分に聴取するとともに、その検討状況を明らかにすること。

利用者負担額の設定及び事業者に対する激変緩和策等について、本年4月から実施されている利用者負担の更なる軽減策や特別対策事業の実施状況を踏まえ、十分検証を行い、必要な措置を講じること。

また、離島や過疎地域等地理的条件の不利な地域における障害者福祉サービスの円滑な提供に必要な支援を行うこと。

- (11) 精神障害者の退院・退所・社会復帰に向けた総合的な取組みを推進するため、退院促進の取組みを診療報酬上評価する仕組みづくりや地域生活支援体制の充実を図ること。また、障害児に係る施設・事業のサービス体系等については、発達支援の観点に立って、適切かつ速やかに見直しを行うこと。

- (12) ひきこもり担当部署を国に設置し、ひきこもりの状態にある者や家族への援助に対する専門的・技術的支援と財政支援を行うこと。

- (13) 難病対策は、国において全国的な制度として実施されるべきものであることを踏まえ、特定疾患治療研究事業の対象疾病を拡大するなど、難病を有する者に対する保健・医療及び福祉関連サービスを充実させるとともに、法制度化等による制度の安定化を図ること。また、特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担を早期に解消すること。

- (14) 生活保護制度の改革を行うに当たっては、国と地方公共団体の協議を実施するとともに、地方公共団体の意見を十分反映させること。

2 保健医療体制の整備等

医療を取り巻く環境の変化に即し、地域の実態を十分考慮した医療提供体制の体系的整備を図ること。特に、全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の改善を図るため、地域及び診療科における医師偏在の解消など、新医師確保総合対策を積極的に推進し、緊急医師確保対策を早急に具体化するとともに、更なる医師確保対策を講じること。

また、へき地医療など地域における重要な役割を担う自治体病院等については、その経営の健全化を推進しやすい環境を整備するなど支援策を講じること。

さらに、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るために、医療保険制度の改革等を引き続き着実に行うこと。特に、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示するとともに、改革に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映するように努めること。また、国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 国立病院機構の病院・療養所の運営に当たっては、医療提供体制の体系的整備を推進する観点及び、これまでの地域医療の担い手としての役割を十分踏まえて対応すること。
- (2) 社会的要請の強い救急、へき地、周産期、小児等の医療の充実を図ること。特に、地域及び診療科における医師偏在の解消のための抜本的な対策として、へき地・周産期など地域医療で特に必要性の高い分野における一定期間の診療経験を医療機関の管理者となる要件にすることなど、具体的な対策を講じること。また、女性医師が出産や育児と両立して働くことができるよう、就業環境の整備のための具体的な措置を講じること。
- (3) 小児科医、産婦人科医、麻酔科医、看護師、助産師、理学療法士等医療従事者の養成確保・資質の向上及び子育て支援策の充実などの就業環境の整備を総合的に推進すること。特に、地域における医師不足の現状を踏まえ、大学医学部の入学定員枠の更なる拡大を図ること。また、大学教育から後期研修の各段階で、へき地に勤務する医師を養成する具体的仕組みづくりを行うこと。
- (4) 医師の標準数については、病院の持つ機能や慢性期・急性期などの患者の特性に応じた設定を行うとともに、医師確保が困難な地域については、病院の開設許可等に当たっても特例措置を講じること。
- (5) 病院勤務医の過重労働を解消し、本来業務に専念できる勤務環境を確保するため、医療関係職種（事務職を含めた医療従事者）の役割分担の在り

方について、診療報酬上の配慮も含め具体的に検討すること。

- (6) プライマリケアに対応でき、小児の一般疾患や産科の正常分娩にもある程度対応できるいわゆる総合医は、へき地に限らず地域でも大いに求められる人材であることから、総合医を専門医と同様に位置付け、育成を図ること。
- (7) 救急病院に軽症の患者がかなり集まっている現状を鑑み、病院勤務医の負担を軽減するため、地域の開業医に今まで以上に政策医療への協力を呼びかけるとともに、それを誘導する診療報酬上の配慮をすること。
- (8) 産科を志望する若手医師が減少する中で、その原因の一つである周産期訴訟問題を解消する手段としての無過失補償制度を早急に確立すること。
- (9) 患者の死をめぐって、医師が刑事事件に問われる事例が発生し、特定の診療科を志望する医師が減少していることから、医師法第21条に規定する「異状死」の定義を明確化するとともに、当該事案についての届け出先を警察署ではなく有識者で構成する第三者機関（医療事故調査委員会）とするよう、医師法を改正すること。
- (10) 終末期医療に関してはガイドラインが示されたところであるが、終末期の定義や対象疾患、延命中止の基準などを明確にすること。
- (11) レセプトのオンライン化等、医療のIT化への対応により病院経営を圧迫することがないよう、適切な財政措置を講じること。
- (12) へき地医療、小児医療、救急医療、精神科医療などを担う自治体病院の役割を踏まえ、社会保険診療報酬を適切に見直すとともに、自治体病院の再編等については、地域における医療機関ネットワークの形成が適切に図られるよう必要な施策を講じること。また、救急医療や救急搬送体制の充実強化を図る観点から、ドクターヘリの導入促進及び安定的な運用について充分な財政措置を講じること。
- (13) 医療保険制度の改革については、地方の意見を十分に反映させ、国の責任において、医療保険制度における構造的問題の具体的な解決策を講じるとともに、負担と給付の公平化、安定した制度運営を将来にわたって確保するため、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示すること。
- (14) 三位一体の改革により平成17年度から国民健康保険制度に都道府県負担が導入された上、今回の医療制度改革における後期高齢者医療制度においても、都道府県に新たな財政負担が強いられる結果となっている。各医療制度の安定的な運営のため、地方の意見を十分に尊重し、国が応分の負担をするよう制度の見直しを行うとともに、制度の周知を図るため積極的な広報活動を行うこと。
- (15) 医療費適正化の推進に当たっては、医療費に多大な影響を与える診療報酬等に権限を有する国が主導的な役割を果たすこと。また、都道府県の医療費適正化計画においては、計画に定める目標を実効性のあるものとするため、医療保険者に対する確実な財政支援措置、療養病床の転換支援措置

を講じること。

- (16) 健康増進法の理念を十分周知し、国民自らの生涯にわたる健康づくりに対する支援を行うとともに、地方公共団体が行う生涯を通じた健康増進、疾病予防対策を効果的に推進するための環境の整備を推進すること。また、平成20年度から保険者に義務付けられる特定健診・特定保健指導等が円滑かつ適正になされるよう国において適切な対策をとること。
- (17) 新型インフルエンザ等の感染症対策については、諸外国との連携体制を強化し、適切な予防対策を講じること。また、国内における感染症発生時の対策の充実を図るとともに、必要な支援を行うこと。特に、結核予防法の感染症法等への統合後も結核根絶に向けた取組みを後退させることがないよう、国立病院機構の病院・療養所の結核病床について現行規模を確保する等、結核対策の一層の充実を図ること。

2 次世代育成支援対策の推進について

社会保障給付費における児童・家族関係給付を充実させ、子どもを生み育てることについての経済的支援や、すべての親子を対象とした子育て支援サービスなど、子ども・子育て家庭に対する支援を大幅に強化すること。

また、男性も女性も仕事と子育てが両立できるよう、企業における働き方の見直しや従業員への支援が進むような施策を強化するとともに、出産・子どもの成長に合わせた多様な働き方が自らの選択によりできるよう雇用環境の改善を図ること。

さらに、個人の意思を尊重しつつ、子どもを生み育てることについて、マスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンなど、あらゆる主体の参加と連携による機運の醸成を図ること。

【具体的な要望事項】

(1) 社会保障給付費における児童・家族関係給付を充実させ、子育て家庭に対する手当の充実を図るとともに、育児休業中の所得保障の充実を図ること。あわせて、所得税の税額控除制度の新設など、子育て家庭に対する支援税制を実施すること。

また、不妊治療費、妊娠婦健診費及び妊娠出産費への助成拡大又は医療保険適用、乳幼児医療費の負担軽減、並びに多子世帯等に対する保育料の軽減を図ること。あわせて、現物給付方式により乳幼児医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。

さらに、奨学金制度を拡充するとともに、奨学金の返還金を所得税の所得控除とするなど、子どもが教育を受ける期間に係る費用の負担を軽減すること。

(2) 多様な保育サービスや子育て支援サービスの充実を図るために予算を大幅に増やすとともに、放課後児童クラブの運営の基準づくりなど、子育て支援サービスの質の向上のための施策を行うこと。

また、「認定こども園」や「放課後子どもプラン」など、福祉施策と教育施策とで対象者が重なっているものについて、地域の実情に応じた総合的な施策の展開を図ることができるよう進めるとともに、子育て支援の施設と高齢者や障害者の施設の複合化を推進すること。

(3) 産科、小児科医の確保や子どもの安全対策の強化など子どもが健やかに育つ環境づくりを進めること。

また、中高生の頃から、子ども・子育てや命の大切さを学ぶようにするとともに、乳幼児との触れ合いの機会を増やすなど、次代の親育ての取り組みを進めること。

さらに、女性が子どもを健やかに生み育てられるよう、健康支援策を推

進すること。

- (4) 企業において働き方の見直しや従業員への支援が進むよう、子育て支援に積極的な企業に対する法人税の優遇措置の創設、一般事業主行動計画の策定義務の300人以下の企業への拡大、及び行動計画の公表義務付けを行うこと。

また、21世紀職業財団の助成金の財源枠の拡大、要件緩和や手続きの見直しなど中小企業等への助成制度を充実すること。

- (5) 地位・身分の保障や職場復帰の円滑化など育児休業が取りやすい仕組みづくり、短時間勤務の普及、働き方に見合った均衡待遇の推進、再就職の支援など、出産・子育てに合わせた多様な働き方ができるよう雇用環境の改善を図ること。

また、男性に特化した育児休業制度の導入の検討を始め、長時間労働の削減、年次有給休暇や育児休業を取得しやすい環境の整備、啓発など、子育て期にある男性の働き方の見直しを促進すること。

さらに、国と地方の労働行政の情報の共有化、役割分担の見直しを行うこと。

- (6) 勤労観・職業観の育成、就労支援の強化、ニート・フリーター対策など、若者の経済的自立を促し、未婚化・晩婚化の要因の解消を図ること。

- (7) 個人の意思を尊重しながら、出産や子育ての意義・素晴らしさ等についてより国民にメッセージが伝わるよう、マスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するとともに、結婚について国民的关心を惹起するための取組みを行うこと。

また、あらゆる主体が次世代育成支援に参加する機運づくりについても、マスコミ等と連携して積極的に取り組むこと。

3 人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

特に、児童・高齢者の虐待や、女性への暴力を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置を講じること。

【具体的な要望事項】

- (1) 人権侵害による被害者を救済するため、実効性のある人権救済制度を早急に確立すること。
- (2) 女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人・ハンセン病患者等にかかる不当な差別、その他のあらゆる人権侵害を早急に解消するため、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育・啓発を総合的かつ計画的に推進すること。また、諸施策の実施状況を点検し、その結果を基本計画の見直しに適正に反映させること。
- (3) 児童虐待の防止及び虐待を受けた児童に対する適切な保護など諸施策の実施に当たっての支援策等必要な措置を引き続き講じるとともに、家族再統合並びに子どもの自立に対する支援についての体制整備を図ること。
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の円滑な実施のため、引き続き、専門的知識を有した人材の確保、養成などに対し支援を行うとともに、制度の普及啓発、高齢者虐待の発生要因等実態把握に努め、より具体的な虐待の定義、判断基準を示すこと。
- (5) 配偶者等からの暴力による被害者の自立支援については、国の責務として全国的に一定の水準を確保するための施策を示すこと。また、加害者の更生に向けたプログラムを早急に作成すること。

4 雇用対策の推進について

依然として厳しい雇用情勢に対応した機動的かつ効果的な雇用の安定的確保対策や離職者対策を一層強力に推進すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 若年者、女性、中高年齢者及び障害者等の雇用・就業機会の確保・拡大や再就職・起業支援など適切な能力開発・就業支援の充実強化を図ること。特に若年者の社会的自立促進のためのジョブカフェ関連事業の拡充強化、障害者自立支援法及び改正障害者雇用促進法施行に伴う障害者の就労支援については十分配慮すること。また、雇用状況が改善していない地域においては、離職者訓練の充実・強化など支援策を講じること。
- (2) 都道府県が地域の実態に即し、総合的な雇用・就業対策を実施できるよう、公共職業安定所の有する雇用情報等の積極的な提供に努めること。
- (3) 都道府県労働局及び公共職業安定所においては、地方公共団体との積極的かつ有機的な連携の強化に努め、地域の実情に対応したきめ細かな取組みを展開すること。
- (4) 雇用形態が多様化する中にあって、正規労働者と非正規労働者との均衡ある待遇など、正規・非正規労働をめぐる問題に対処するため、法的な整備等必要な取組みを進めること。